

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	出 雲	輝 英
同	永 井	広 幸

住民監査請求について（通知）

令和 8 年 8 月 24 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

請求人が天王寺区役所に提出した防犯ボランティア活動団体（以下「本件団体」という。）に係る防犯ボランティア活動報告書（令和 6 年度分）について、本件団体の組織名のうち「振興町会」の部分が、請求人の了承や「変更申請書」の提出という正規の変更手続を踏むことなく、「振興会」に修正されていた。

当該報告書は、市民局に送付され、防犯ボランティア団体の登録管理及び活動評価に用いられるものであり、財務会計行為の基礎資料に該当する。このような修正は、当該文書の正確性を損ない、これを基礎とする財務会計行為の適正性に影響を及ぼし得る。

上記の問題に関する請求人と大阪市との協議等の過程において、「青色防犯パトロール活動の名称は『振興町会』とし、防犯ボランティア活動団体の登録名称は『振興会』として扱う」という、行政側における、同一団体・同一活動に対する恣意的な名義の使い分け・二重基準（ねじれ）が露呈した。

このような状態を放置していることは、あたかも複数の異なる団体が存在するかのような外観を作り出し、それに連動する保険料の公費負担等において実態を越えた水増しや重複、あるいは不当な公金支出の温床を作り出すものにほかならない。

以上のことから、大阪市が市民活動保険制度に基づき、直近 1 年以内（具体的には令和 7 年 4 月 1 日から現在に至るまでの間および令和 8 年度の予算執行期）に実行された保険料支出に関する一切の財務会計行為について、同一実態について団体の名義が混在・二重管理されている状態での保険適用・公費負担であることから、実態を過大に見せかけた支出や不適

正な利益供与（水増し）につながるおそれがある。

また、防犯ボランティア活動報告書の受理（令和7年4月期および令和8年4月期）に連動して行われる、団体の登録維持・管理、および過去に支給された防犯物品の支給・管理を継続するために行われている一連の行政処理およびこれに付随する財務会計行為の予算執行についても、同様に、違法なものである。

よって、現在に至るまで継続している防犯ボランティアの登録継続等に関する財務会計上の行為の適否の検証や、行政内部における恣意的な名義の使い分け（二重基準）の是正等を求めるとともに、検証の結果、違法又は不当な状態が認められた場合には、不実の登録名義を前提として行われた直近1年以内の保険料等の公金の支出の是正（必要に応じた公金の返還等）、同種事案の再発防止のための内部統制の改善を図ることを求める。

第2 判断

1 本件請求について

地方自治法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというのではなく、

- ① 当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別具体的に摘示する必要がある、また、当該行為等が複数である場合には、原則として各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示すること、
 - ② 個別具体的に特定された当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張すること、
 - ③ 当該行為等やその違法又は不当事由に係る主張事実を証する書面を添えて請求をすること、
- などの要件を満たす必要がある。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、自身が提出した防犯ボランティア活動報告書（令和6年度分）において、本件団体の名称が大阪市により無断で修正されていたところ、同報告書は本件団体によるボランティア活動に適用される市民活動保険の適用とこれに伴う保険料（以下「本件保険料」という。）の負担に関する基礎資料に該当し、従前、修正前の団体名称にて報告書が受理されていたこともあるから、大阪市において本件団体が異なる名称で二重に登録されていること、そのことから、一の団体に関して二重に本件保険料を負担する等の不適正な公費負担が発生するおそれがある旨主張するものと解される。

上記の主張が、大阪市職員等の財務会計上の行為とその行為の違法又は不当事由を、事実を証する書面を添えて個別的、具体的に摘示するものといえるのかが問題となる。

この点、名古屋高等裁判所金沢支部昭和 44 年 12 月 22 日判決は、地方自治法第 242 条が監査請求に当たって違法又は不当な公金の支出等の事実を証する書面を添えることを要求しているのは、事実に基かない単なる憶測や主観だけで監査を求めることの弊害を防止することにあると解される旨判示しているところ、本件請求において、請求人からは、大阪市による本件保険料の負担や、本件団体の二重登録とそれに伴う保険料の二重負担といった事項について、これを証する書面が提出されていない。

よって、請求人が本件請求の対象として主張する、本件保険料に係る支出（それが本件請求の直近 1 年以内に行われているという点も含む。）それ自体や、その支出の違法又は不当事由として主張するものと解される、本件団体のボランティア活動団体としての二重登録とそれに伴う二重の保険料の負担といった事項については、いずれも請求人の単なる憶測や主観に基づく主張の域を超えず、事実に基づき個別的、具体的に摘示されているとは言えない。

したがって、請求人の主張は、大阪市職員等の財務会計上の行為とその行為の違法又は不当事由を、事実を証する書面を添えて個別的、具体的に摘示するものではない。

以上のことから、本件請求においては、財務会計上の行為やその財務会計法規上の義務違反に当たる具体的事実の主張があったとは認められない。

2 結論

上記 1 のとおり、本件請求は地方自治法第 242 条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。